平成２８年第１０回総会議事録

黒石市農業委員会

議　　事　　録

1　開催日時　　平成２８年１０月１４日（金）　午前９時～午前９時３０分

2　開催場所　　黒石市役所　３階　庁議室

3　出席委員　　（１７人）

会　長	４番　木　立　康　行		
会長職務代理者	１番　工　藤　勝　彦		
委　員	２番　大　平　成　年	３番　長崎　小左エ門	
	５番　工　藤　元　伸	６番　佐　藤　孝　文	
	７番　東　　良　一	８番　髙　橋　　等	
	９番　佐　藤　国　雄	１１番　佐　藤　秀　利	
	１２番　北　山　義　男	１３番　佐　山　秀　夫	
	１４番　佐　藤　米　一	１５番　木　村　兼　作	
	１６番　渡　辺　金　光	１７番　猪　股　俊　策	
	１８番　山　口　利　文		

4　欠席委員　　（１人）１０番　古　川　繁　則

5　議事参与の制限委員　（０人）

6　付議案件

報告第２５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第２６号　農地法律第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４２号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４３号　不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について
議案第４４号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第４５号　農用地利用集積計画の決定について
議案第４６号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

7　事務局職員

事務局長	佐　藤　久　則
事務局長補佐	千　葉　千加子
事務局長補佐	佐々木　聖　人
農地係長	福　士　博　幸
主事	山　口　みなみ

佐藤局長	会議が始まる前にご報告いたします。１０番古川繁則委員より欠席の連絡がありました。 それでは、会議規則第４条の規定により、会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議　　長	（開会のあいさつ） 黒石市農業委員憲章の唱和を工藤勝彦職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員憲章　一、農業委員は、（全員で唱和） ありがとうございました。
議　　長	ただいまから、平成２８年第１０回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任委員１８人中、出席委員が１７人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委　　員	「議長一任」の声
議　　長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、６番佐藤孝文委員、７番東良一委員にお願いします。書記には事務局の千葉補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配布しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第２５号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山口主事	報告第２５号は、農地法施行規則第２１条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 平成２８年９月受理分は、相続が７件、総面積６６，８１０㎡、田が２４筆５５，８９９㎡、平畑が２筆５，６８０㎡、樹園地が２筆５，２３１㎡となっております。 以上です。
議　　長	次に、報告第２６号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山口主事	報告第２６号は、農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。 別紙でご説明いたします。 受付番号１２番は、黒石字十三森の田５，７８３㎡を貸主の都合により平成

	２８年９月２３日に合意解約したものです。 以上です。
議　　長	以上で報告を終わります。 それでは、議案の審議に入ります。 議案第４２号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
山口主事	議案第４２号は、農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 （１）使用貸借権設定です。 受付番号１０番は、浅瀬石字山辺、桜田、広田の畑４筆４，８０６㎡を期間１０年で貸借するものです。こちらは、所有権移転の受付番号４４番、４５番と同時申請で、利用権の設定を受ける者は新規農家ですので、後ほど聞き取りにあたった委員より報告があります。 （２）所有権移転です。 受付番号４３番は、東野添字長坂道北の畑２９４㎡を耕作便利により所有権移転するものです。 受付番号４４番、４５番は、浅瀬石字山辺の畑７９５㎡と６８０㎡を所有権移転するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地確認にあたった委員より報告があります。 以上です。
議　　長	それでは、新規農家の聞き取りと申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った１３番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回申請があった農地について、去る１０月５日、佐藤米一委員、渡辺金光委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 （１）の使用貸借権設定の受付番号１０番は、りんご畑と野菜畑を期間１０年で貸借するものです。所有権移転の受付番号４４番、４５番と同時申請で、６，２８１㎡となり、下限面積は満たしております。利用権の設定を受ける者は、新規農家ですので聞き取りした結果を報告します。 利用権を設定する者と受ける者は、兄弟でございます。利用権の設定を受ける者は、実家が農家で農作業を２０年手伝っております。経験は十分にあり、農機具の保有状況をみても、権利取得後は効率的に耕作できるものと思われます。 （２）の所有権移転の受付番号４３番は、耕作便利による売買です。現況は

	りんご畑で、引き続きりんごを栽培する予定です。 受付番号４４番、４５番は、使用貸借権設定の受付番号１０番と同時申請で、新規農家としての聞き取りは、先ほど報告したとおりです。現況はりんご畑と野菜畑で、引き続き同一の農業経営が行われます。 今回申請があった４件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第４２号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４３号「不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
山口主事	議案第４３号は、農地等の一括贈与に係る別紙の贈与者及び受贈者は、地方税法附則第１２条第１項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。 別紙で説明いたします。 番号９番は、平成２８年９月１５日の総会で後継者へ一括贈与したものです。 以上です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第４３号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４４号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
佐々木補佐	議案第４４号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。

	受付番号１１番の申請人は、記載のとおりです。土地表示は南中野字家岸、登記地目は田、面積は３筆、合計１，２７５㎡で隣接する宅地と一体で駐車場用地として利用したいとのことです。 申請地の農地区分はその他の２種と考えられます。転用事業者の事業所に近く、転用については問題ないものと考えられます。 次に、受付番号１２番の申請人は、記載のとおりです。土地表示は柵ノ木三丁目、登記地目は畑、面積は２６４㎡で、駐車場用地として利用したいとのことです。 申請地の農地区分は、第一種住居地域に指定されていることから、第３種であり、転用については問題ないものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議　　長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った１３番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回５条申請があった土地について、去る１０月５日、佐藤米一委員、渡辺金光委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号１１番は、駐車場用地のための申請であり、場所は、もみじ学園から南西へ約６００ｍに位置しております。 申請内容等を調査したところ、周辺は宅地、崖に囲まれており、土地利用計画から判断しても、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 次に、受付番号１２番は、駐車場用地のための申請であり、場所は、黒石中学校から南東へ約３００ｍに位置しております。 申請内容等を調査したところ、周辺は住宅地であり、周囲に農地はなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第４４号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。

福士係長	議案第４５号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が１３件、賃借権設定が１０件です。 （１） 使用貸借権設定です。 受付番号５番は、温湯字大平中道右ノ方の畑２筆、合計４，２９８㎡を１０年間、農地中間管理事業により設定するものです。 受付番号６番から１７番まで田２１筆、合計４１，０４７㎡を農地中間管理事業により設定するものです。 利用権を設定する者は、浅瀬石地区の農事組合法人の組合員であり、表示における田は、当該法人の営農区域にあたります。今回の申請で地域営農を更に進めるものとなり、利用権の設定期間は、未相続である受付番号１１番、１２番は５年間とし、その他は１０年間となっております。 （２）賃借権設定です。 受付番号１１１番は、竹鼻字北野田の田２筆、合計４，６７８㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で経営規模拡大により新規設定するものです。 受付番号１１２番は、南中野字才ノ神の田３，１２３㎡を５年間、１０ａ当たり１０，０００円で経営規模拡大により新規設定するものです。 受付番号１１３番は、松原の田２，０３６㎡を３年間、１０ａ当たり１０，０００円で再設定するものです。 受付番号１１４番から１２０番までは農地中間管理事業による設定です。 受付番号１１４番は、青山の田５，１２１㎡を１０年間、１０ａ当たり１５，０００円で設定するものです。 受付番号１１５番は、牡丹平字鱈頭の畑２，９６５㎡を１０年間、１０ａ当たり３，４００円で設定するものです。 受付番号１１６番は、浅瀬石字稲村の田４３５㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で設定するものです。 受付番号１１７番は、浅瀬石字南田の田３筆、合計３，５６２㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で設定するものです。 受付番号１１８番は、竹鼻字北野田の田２，３８５㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で設定するものです。 受付番号１１９番は、竹鼻字北野田の田４筆、合計１０，２５１㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で設定するものです。 受付番号１２０番は、竹鼻字北野田の田３筆、合計５，４３３㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で設定するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第４５号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４６号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
佐々木補佐	議案第４６号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 受付番号４番は、変更区分、農業振興地域からの除外です。 申請地は、追子野木二丁目地内の田外５１，０００㎡で、黒石市都市計画マスタープランに示す土地利用方針に基づく用途地域変更に伴い、工業地域に指定するために除外するものです。 申請区域に含まれる農地は４筆、合計９，７４７㎡で農地区分は、第１種農地と判断されますが、申請区域は、宅地、雑種地等の占める割合が多く、農地の集積に影響がないと思われ、工業地域に指定するために農業振興地域から除外することに問題ないものと思われます。 受付番号５番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 申請地は、浅瀬石字村元地内の田１，１５９㎡のうち８００㎡で、駐車場用地として利用したいとのことです。 申請地の農地区分は、第１種農地と判断されますが、既存敷地の２分の１以内の敷地拡張であるため、不許可の例外に当たり、農振除外後の転用は可能であると判断されます。 受付番号６番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 申請地は、大川原字木ノキ沢地内の田１２２㎡で、隣地と一体で駐車場及び資材置場用地として利用したいとのことです。 申請地の農地区分は、その他の２種農地と判断されますが、大川原集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に当たり、農振除外後の転用は可能であると判断されます。 受付番号７番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 申請地は、黒石字十三森地内の田５，７８３㎡で、建売分譲用地として利用したいとのことです。 申請地の農地区分は、第１種農地と判断されますが、十三森集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に当たり、農振除外後の転用は可能であると判断されます。 受付番号８番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。

	申請地は、末広地内の田２，８７０㎡で、長屋建築用地として利用したいとのことです。 申請地の農地区分は、第１種農地と判断されますが、末広集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に当たり、農振除外後の転用は可能であると判断されます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議　　長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った１３番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回農振農用地区域からの除外申請があった土地について、去る１０月５日佐藤米一委員、渡辺金光委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号４番は、黒石市都市計画マスタープランに示す土地利用方針に基づく用途地域変更に伴い、都市計画と農林漁業との調整を図るために、黒石農業振興地域を変更するため除外するものであります。 除外する区域は、図面番号１に示す区域で、追子野木二丁目集落の南の端に位置しております。 申請区域は、工業地域に指定されている区域の南側に位置しており、周辺の状況は、既に工場が立地している区域を含んでいること、また、宅地化が進んでいることから、工業地域に用途指定するために、農業振興地域から除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号５番は、駐車場用地として農振農用地区域から除外するものであります。 この場所は、図面番号２に示しておりますが、浅瀬石小学校から西へ約７５０ｍに位置しております。 申請地は、現況は畑で、周辺の状況は、国道１０２号線沿いで、申請者の敷地拡張ということから農振除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号６番は、駐車場及び資材置場用地として農振農用地区域から除外するものであります。 この場所は、図面番号３に示しておりますが、大川原共同浴場から北東へ約１００ｍに位置しております。 申請地は、現況は畑で、周辺の状況は、宅地、産直施設に囲まれており、農振除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号７番は、建売分譲用地として農振農用地区域から除外するものであります。 この場所は、図面番号４に示しておりますが、中郷中学校から南西へ約３００ｍに位置しております。 申請地は、現況は田で、周辺の状況は、宅地化が進んでおり、農振除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号８番は、アパート建築用地として農振農用地区域から除外するもの

	であります。 　この場所は、図面番号５に示しておりますが、中郷中学校から北東へ約４００ｍに位置しております。 　申請地は、現況は田で、周辺の状況は、宅地化が進んでおり、農振除外することに問題ないものと考えられます。 　　以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第４６号は、原案のとおり決定いたします。 　これで議案の審議は、終了いたしました。 　以上で、平成２８年第１０回黒石市農業委員会総会を閉会いたします。 　　午前９時３０分　　終了 　黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名押印する。 　平成２８年１０月１４日 　　議　　長　木立康行　㊞ 　　議事録署名者　東良一　㊞ 　　議事録署名者　佐藤孝文　㊞